

東京都循環器病対策推進計画とは

- 令和元年12月に施行された「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」第11条に基づき、循環器病対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環器病対策の基本的方向性を定める計画

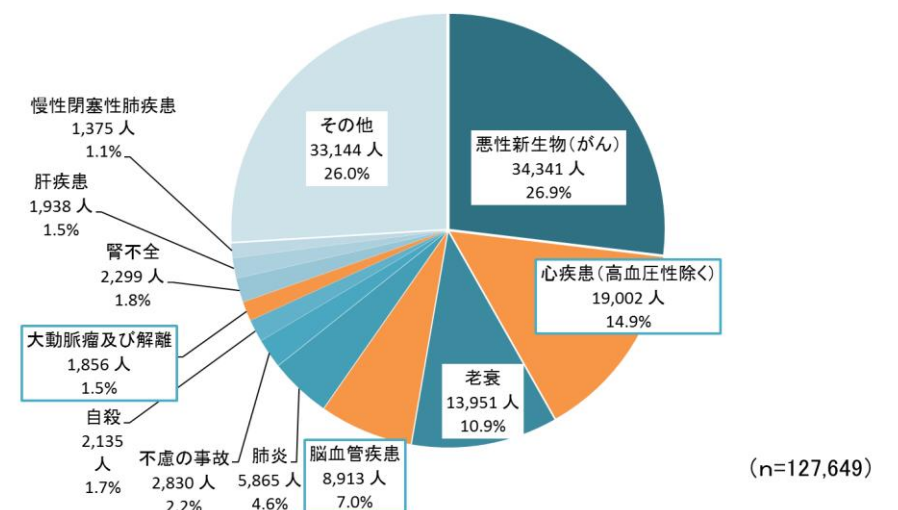
(計画期間) 令和6年度から令和11年度までの6年間

計画策定の考え方

東京都の循環器病を取り巻く状況

- 循環器病（心疾患、脳血管疾患、大動脈解離・大動脈瘤）はがんに次いで主要死因割合の第2位（23.4%）
- 救急搬送人員の急病のうち、循環器病（心・循環器疾患及び脳血管障害）が最も多く、全体の約1割
- 救命救急センター（28施設）、脳卒中急性期医療機関（165施設）、CCU医療機関（76施設）等により救急患者を受入れ

主要死因の割合(令和3年・東京都)



資料：「人口動態統計」（東京都保健医療局）

計画のポイント

健康寿命の延伸、年齢調整死亡率の減少に向け、東京都の状況を踏まえ、予防から治療、在宅療養、就労に至るまで総合的な循環器病対策を展開するための方向性を取りまとめ